

## 兵庫県里親支援センター設置運営要綱

兵庫県内（神戸市、明石市を除く。）において、里親支援センターを設置運営する者（以下「事業者」という。）の里親支援業務の内容について、必要な事項を定める。

### （目的）

第1条 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、その養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

### （設置及び運営の主体）

第2条 社会福祉法人、特定非営利活動法人等で、当該事業を適切に実施することができる者として兵庫県が設置する里親支援センター設置運営事業者選定委員会において選定されたうえで、児童福祉法（以下「法」という。）第35条第4項に基づき、兵庫県知事の認可を得た者とする。

### （所管区域及び設置場所）

第3条 兵庫県における里親支援センターは、原則、こども家庭センター（児童相談所）の所管区域内に1か所設置する。ただし、兵庫県と協議のうえ、所管区域の一部の地域を対象に設置運営すること又は所管区域を越えて複数の所管区域を対象に設置運営することも可能とする。

2 設置場所は、設置運営する区域の里親等に1時間程度で訪問できる場所とする。設置場所から訪問する範囲が広域となる場合は、サテライトの事務所を設置するなど利便性等を考慮する。

### （開所時間等）

第4条 里親支援センターは、週5日間・平均40時間以上の開所を原則とする。

2 平日の昼間に相談することが困難な支援対象者に対しても相談支援を行えるよう土曜、日曜及び祝日等に開所する等相談支援体制に配慮する。また、夜間のホットライン体制を確立する。

### （関係機関との連携）

第5条 第9条に規定する里親支援センターの長は、里親支援事業及び第1条に規定する援助を行うに当たっては、兵庫県、市町、こども家庭センター（児童相談所）、他の里親支援センター、児童家庭支援センター、他の児童福祉施設、里親支援専門相談員、教育機関、里親会、その他の関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めなければならない。

### (協定書の締結)

第6条 里親支援センターが第8条に規定する事業を包括的に実施する場合にあっても、最終的な責任の所在は管轄のこども家庭センター（児童相談所）となるため、関係機関との連携を緊密にし、業務内容や役割分担を明確にするため、管轄のこども家庭センター（児童相談所）と毎年度実施業務の協議を行い、協定書を締結する。

なお、協定書の内容は、里親会をはじめ関係機関の意見を踏まえて決定する。

### (支援対象者)

第7条 里親支援センターの支援対象者は以下の者とする。

- (1) 里親、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（事業者、養育者、補助者）（以下「里親等」という。）
- (2) 里子とファミリーホームで養育される児童（以下「里子等」という。）
- (3) 里親になろうとする者

### (事業内容)

第8条 里親支援センターは、里親等に関する支援を包括的に実施することとし、具体的には以下の業務を実施するよう努めるものとするが、その項目・回数（括弧書きの回数は目安とする）等はこども家庭センター（児童相談所）と協議のうえ、決定する。

なお、「里親支援センターの設置運営について」（令和6年3月29日付けこ支家第181号こども家庭庁支援局長通知）及び「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について」（令和6年3月29日付けこ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）の別添「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」の内容を十分に踏まえて実施する。

また、兵庫県社会的養育推進計画（令和2年度策定）に掲げる目標を視野に入れて計画的に業務を行う。

### (1) 里親制度等普及促進・リクルート業務

#### ①事業内容

里親相談会や出前講座の積極的な実施や一般県民からの相談対応、ホームページ、SNS、テレビ・ラジオなどあらゆる広報媒体を通じた里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進を行うとともに、里親希望者のガイダンスや登録前調査など里親等になることを希望する者の開拓を行う。

#### <具体的な業務内容>

- ・里親相談会（各市町1～2回程度）・出前講座（6回以上）の企画・開催
- ・一般県民からの電話相談、面接対応
- ・チラシ・ポスターの作成・掲示（10月の里親月間に重点的に実施）
- ・ホームページ、SNS（週1回少なくとも月1回発信）等を活用した広報
- ・広報誌（各市町1回以上）、テレビ、ラジオ等を活用した広報
- ・里親希望者のガイダンスの実施

- ・登録前調査の実施（複数回の実施）
- ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の資料作成補助
- ・家庭訪問、里親認定式、施設実習、里親会事業、一時保護、週末・季節里親、アンケート（年1回）等を通じた情報収集
- ・上記のほか、こども家庭センター（児童相談所）と協議のうえ、効果的な業務の実施に努めること。

## ②留意事項

- ア 里親相談会・出前講座等について、土曜、日曜及び祝日等の活用をはじめ、実施時期、実施回数等についても、より多くの対象者が参加できるように配慮するなど、効果的な広報に努めること。
- イ 里親になろうとする者の開拓に当たっては、希望者の年齢層や希望する理由、里親制度等を知ったきっかけ等について十分把握し、里親になるためにはどのような取組が有用なのかを検討するとともに、里親等になることへの不安や負担感を軽減すること。
- ウ 地域において児童福祉に理解がある者やこどもの養育を希望する者などを把握し、地域の子育てを担う市町との連携は極めて重要であることから、市町と連携したリクルート活動等に努めること。
- エ 里親登録は行政権限の行使であり、その判断の過程において、里親支援センターは関与するが、その最終判断はあくまでこども家庭センター（児童相談所）が行う。

## (2) 里親等研修・トレーニング業務

### ①事業内容

基礎研修・登録前研修及び更新研修、専門里親研修、未委託里親等に対する研修・トレーニングを公益社団法人家庭養護促進協会等と協力・実施し、養育の質を確保するとともに、里親支援センター独自の研修を積極的に実施することにより委託可能な里親等を育成し、更なる里親委託の推進を図る。

### <具体的な業務内容>

- ・公益社団法人家庭養護促進協会と連携した基礎研修・登録前研修及び更新研修、専門里親養育実習、未委託里親等に対するトレーニング事業の実施
- ・恩賜財団母子愛育会が実施する専門里親認定研修及び更新研修への参加調整等
- ・各種里親トレーニング研修の企画・実施（4回以上）
- ・地区里親会主催研修と連携・実施
- ・フォスタリング業務職員の研修への参加促進（1回以上）
- ・上記のほか、こども家庭センター（児童相談所）と協議のうえ、効果的な業務の実施に努めること。

## ②留意事項

- ア 第9条に規定する里親研修等担当者（里親トレーナー）は、こども家庭センター

(児童相談所)へ定期的に又は随時に研修及びトレーニング状況を報告すること。  
イ 基礎研修・登録前研修及び更新研修について、より多くの対象者が参加できるよう、地域の実情に応じて公益社団法人家庭養護促進協会と連携して当該地域にてサテライト開催を行うなど配慮すること。

### (3) 里親等委託推進業務

#### ①事業内容

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定する。

#### <具体的な業務内容>

- ・里親委託等推進委員会の設置・運営（2回以上）
- ・里親等候補の選定及び調整・支援
- ・対象児童のアセスメント及び対象児童への説明、意向の確認
- ・里親選定会議において里親等候補の提案
- ・マッチング計画の策定に参画
- ・マッチングの調整及び支援（面会の立会など）
- ・里親委託式への出席
- ・週末・季節里親の調整
- ・一時保護に係る里親等候補の選定
- ・里親の委託前養育等支援事業の調整
- ・自立支援計画の作成及び見直し・支援
- ・上記のほか、子ども家庭センター（児童相談所）と協議のうえ、効果的な業務の実施に努めること。

#### ②留意事項

ア里親委託等推進委員会には里親会会員を構成員に加えること。

イ 里親等委託措置は行政権限の行使であり、その判断の過程において、里親支援センターは関与するが、その最終判断はあくまで子ども家庭センター（児童相談所）が行う。

ウ 委託候補里親等の選定にあたっては、平成23年3月30日付け雇児発0330第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと。

エ 子どもと里親等との交流や、短期間の宿泊体験等については、子ども家庭センター（児童相談所）の里親等担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。

オ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

カ 里親手当や里親等への給付金を含め里親等への措置費等は兵庫県が支弁するため、措置に関する情報は里親等及び里子等を担当するこども家庭センター（児童相談所）に速やかに報告すること。

#### (4) 里親等養育支援業務

##### ①事業内容

里親等に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うほか、レスパイト・ケアの調整、里親等による相互交流の場の提供、里親等経験者等による家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うなど、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。

##### <具体的な業務内容>

- ・里親等への家庭訪問、電話等による支援体制の構築
- ・土曜、日曜及び祝日等の相談支援体制、夜間のホットライン体制の整備
- ・里親等による相互交流の場の提供（里親サロン等）（4回以上）
- ・家族関係再構築支援
- ・実親との交流支援
- ・レスパイト・ケア
- ・里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を実施
- ・養育状況報告書による定期的な状況確認（半年ごと。3歳児未満は3か月ごと）
- ・学校や市町、支援機関と里親等の関係調整やつなぎ
- ・市町との連携会議等を開催するなど連携体制の構築
- ・不調時の一時保護時の短期指導や心理相談などの実施
- ・不調による委託解除後のアフターケア、関係機関との振り返り
- ・特別養子縁組等の支援
- ・上記のほか、こども家庭センター（児童相談所）と協議のうえ、効果的な業務の実施に努めること。

##### ②留意事項

##### <里親等への家庭訪問、電話等による支援体制の構築>

ア 里親等に定期的に訪問（委託後2か月は2週間に1回、2か月から2年後までは1か月に1回、その後は4か月に1回を目安とするなど里親等の状況に合わせて訪問）することにより、委託されたこどもの養育状況の把握に努め、委託されたこどもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

ウ 援助者は、里親等経験者などこどもの養育に経験のある者であって、当該里親等や当該里親等に委託されているこどもと面識があるなど、当該委託されているこど

も等の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

- エ 援助にあたっては、こどもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。
- オ 里親等への訪問により、こども家庭センター（児童相談所）による指導が必要である場合や委託されたこどもを里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかにこども家庭センター（児童相談所）に報告すること。
- カ 援助者は第9条に規定する里親等支援員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。
- キ 里親等が円滑にレスパイト・ケア等を利用できるよう、受け入れ先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、予め里親等に関する情報を共有しておくとともに、実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親等と里親支援専門相談員等との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親等に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。

#### <里親等による相互交流の場の提供（里親サロン等）>

- ア 相互交流は定期的を実施するものとし、必要に応じてこども家庭センター（児童相談所）の里親等担当職員やこども担当職員、里親支援専門相談員、里親等経験者などに参加を求めるものとする。
- イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じてこども家庭センター（児童相談所）の里親等担当職員やこども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携を取りながら支援にあたるものとする。

#### <家族関係再構築支援>

- ア 保護者とこどもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うこと。
- イ 調整にあたっては、こどもと保護者、里親等との関係性に留意すること。
- ウ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親等に対しても、交流の重要性等について十分に説明すること。
- エ 交流前後のこどもの心身の状況等に応じて、里親等が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行うこと。

#### <レスパイト・ケア>

- ア 事業を実施する里親支援センターは、里親等からの事業利用の申請の受付及び利用調整等の必要な事務を行うこと。
- イ 事業の実施場所は、児童福祉施設又はこども家庭センター（児童相談所）が事業の実施場所として適切と認める施設若しくは事業所（以下「実施施設等」という。）とすること。
- ウ 里親支援センターが事業の実施を実施施設等に委託することができるものとする。
- エ 希望者のニーズに沿った対応ができるよう、一時預かりは、宿泊を伴うもの及び

宿泊を伴わないものの両方に対応できるようにすること。ただし、こども家庭センター（児童相談所）がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。  
オ 事業利用者から利用料金の徴収は行わないこと。

## (5) 里親等委託児童自立支援業務

### ①事業内容

委託中からこども、里親等、こども家庭センター（児童相談所）、実親等本人の家族等と将来の目標を念頭に置いた話し合いを重ね、自立支援の方向性を検討し自立支援計画に基づき支援を行う必要があることから、里親等及び里親等へ委託されているこども並びに里親等への委託を解除されたこどもに自立支援を行う。

### <具体的な業務内容>

- ・自立支援計画作成への助言及び進行管理
- ・児童自立生活援助事業の利用に係る継続支援計画の作成
- ・児童の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携
- ・高校中退者など個別対応が必要なこどもに対する生活支援、再進学又就労支援等
- ・委託解除前からの自立に向けた相談支援等
- ・委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助
- ・上記のほか、こども家庭センター（児童相談所）と協議のうえ、効果的な業務の実施に努めること。

### ②留意事項

ア 自立支援計画は、こども本人及びその保護者並びに里親等の意向を十分に尊重するとともに、こども家庭センター（児童相談所）の里親等担当職員やこども担当職員及び関係機関の意見や協議などを踏まえて作成すること。

イ 自立支援計画は、こどもの養育の内容、こども及び里親等の生活全般についての解決すべき課題、こども及び里親等に対する支援の目標並びに達成時期、こども及び里親等に対する支援の内容並びにその他こども家庭センター（児童相談所）が必要と認める事項について規定すること。

ウ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的に計画の見直しを行うこと。

エ 自立支援を担当する職員は、委託解除前及び進学又は就職により委託解除した18歳以上の者（義務教育終了後就職により委託解除した者又は委託解除後に離職、退学する等自立支援が必要とこども家庭センター（児童相談所）が認めた者を含む）（以下「アフターケア対象者」という。）への支援を実施すること。

オ 自立支援を担当する職員は、次のいずれかの方法で支援を行うこと。

（ア）アフターケア対象者の職場や自宅等を訪問し、相談支援を行う。

（イ）アフターケア対象者がフォスタリング機関等を来所し、相談支援を行う。

(ウ) アフターケア対象者に対して電話やメール等により相談支援を行う。

カ 継続支援計画は、対象者、こども家庭センター（児童相談所）の里親等担当職員やこども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議（以下「支援担当者会議」という。）を開催し、作成すること。

キ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

ク 継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて、支援担当者会議を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

## (6) 市町連携業務

### ①事業内容

(1)から(5)までの業務を効果的かつ円滑に進めるため、地域の子育て支援を担う市町と連携して業務を実施する。

#### <具体的な業務内容>

- ・市町が持つ自治会や子育てボランティアなど、地域資源を活用して里親制度の周知やリクルート活動
- ・子育て短期支援事業における連携・協力
- ・市町等関係機関連携会議（1回以上）などを通じた里親家庭支援
- ・上記のほか、こども家庭センター（児童相談所）と協議のうえ、効果的な業務の実施に努めること。

## (7) 地区里親会事務局業務

### ①事業内容

里親制度の発展と里親等相互の親睦を図り、児童の福祉を増進することを目的として設置された里親会の事務局業務を実施する。

#### <具体的な業務内容>

- ・里親会事務の統括
- ・総会、役員会の開催・運営
- ・年間行事計画作成
- ・予算書、決算書作成
- ・出納事務
- ・助成金申請事務



- ・ 里親研修の企画、運営
- ・ 交流事業の企画・運営
- ・ 研修など各種案内
- ・ 週末・季節里親に関して里親等との連絡調整
- ・ 里親だより編集業務
- ・ 里親等への郵送での情報提供
- ・ 各種照会事務
- ・ 兵庫県里親会連合会連絡業務
- ・ 上記のほか、こども家庭センター（児童相談所）と協議のうえ、効果的な業務の実施に努めること。

**（職員の配置・任用要件）**

第9条 登録里親家庭（当該里親支援センターが支援対象とする世帯数）が60世帯以下の里親支援センターは、必ず、里親支援センター長、里親等支援員、里親研修等担当者（里親トレーナー）、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）の4人を専任として配置することとし、任用要件は以下のとおりとする。

**（1）里親支援センターの長（1人）**

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有するものであって、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

- ①法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ②里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ③兵庫県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

**（2）里親等支援員（1人）**

以下のいずれかに該当する者

- ①法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ②里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ③里親等への支援の実施に関して、兵庫県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

**（3）里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）（1人）**

以下のいずれかに該当する者

- ①法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

- ②里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
  - ③里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、兵庫県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
- ※ 里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者についても③に該当する者となり得る。

#### (4) 里親研修等担当者（里親トレーナー）（1人）

以下のいずれかに該当する者

- ①法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ②里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ③里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、兵庫県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

2 登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できるほか、以下の加配職員の配置が可能である。

#### (1) 市町村連携コーディネーター

市町連携業務を実施するために配置する市町村連携コーディネーターは、次のいずれかに該当する者とする。

- ①社会福祉士
- ②精神保健福祉士
- ③児童福祉司の任用資格に該当する者
- ④里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤兵庫県知事が①～④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

#### (2) レスパイト・ケア担当職員

レスパイト・ケアを必要とする里親等のニーズを踏まえ、当該里親等が養育している委託児童を里親支援センターにおいて受け入れ、養育を実施するために配置するレスパイト・ケア担当職員は、次のいずれかに該当する者とする。

- ①保育士
- ②児童指導員の任用資格に該当する者
- ③里親としてこどもの養育経験を有する者

④兵庫県知事が①～③に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

### (3) 心理療法担当職員

虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、心理療法を実施する（「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第3の4心理療法担当職員の業務内容の規定に準じる。）ために配置する心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

### (4) 自立支援担当職員

里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担うため配置する自立支援担当職員は、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日付厚生労働省子ども家庭局長通知）の3. 資格要件及び4. 業務内容の規定に準じる。

### (5) 家庭支援専門相談員

虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行うために配置する家庭支援専門相談員は、「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第1の3資格要件及び4家庭支援専門相談員の業務内容の規定に準じる。

- 3 第1項及び第2項で配置する職員の任用要件に加え、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないことを要件とする。
- 4 配置する職員は事前に又は事後であれば速やかに国が実施するフォスタリング業務に携わる職員向けの研修に参加すること。当該研修には、資質向上のため、継続的に参加に努めること。

### （設備）

- 第10条 里親支援センターには、事務室、相談室等の支援対象者が訪問できる設備、研修等を実施する会議室（賃貸等可）等、その他事業を実施するために必要な設備を備える。  
なお、民間賃貸物件を借りて実施することも可能とする。
- 2 児童養護施設等に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することができる。
  - 3 設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮する。

### (運営規程の策定)

第11条 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、書類・データの保管・処理の方法、支援対象者の権利擁護に関する事項等について、こども家庭センター（児童相談所）と協議のうえ、運営規程を定めること。

### (事業実施状況報告)

第12条 事業者は、毎年度、前年度の事業実施状況を翌年度の4月30日又はこども家庭センター（児童相談所）の指定する日までに、こども家庭センター（児童相談所）が指定する報告書をこども家庭センター（児童相談所）に提出しなければならない。

### (関係書類の整備)

第13条 事業者は、次の帳簿を備えなければならない。

帳簿の種類	保存期限
本事業実施に係る収支に関する帳簿	5年
支援対象者に対する支援の記録	支援終了後から5年
その他本事業実施に際して必要となる諸記録	5年

2 里親支援センター及びこども家庭センター（児童相談所）が保有する書類・データの共有方法については、両者が協議のうえ、決定すること。

3 事業者は、事業の廃止等を行う場合、こども家庭センター（児童相談所）の指示に従い、支援対象者に対する支援の記録をこども家庭センター（児童相談所）に引き継がなければならない。

### (事業の委託)

第14条 事業の全部を一括して第三者に委託してはならない。なお、事業の一部について委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめこども家庭センター（児童相談所）の承認を得なければならない。

- ①委託の相手方の名称及び住所
- ②委託を行う業務の範囲、必要性
- ③契約金額

### (業務の引き継ぎ)

第15条 事業者の変更が生じる場合は、次の事業者による事業開始前に前の事業者から業務の引き継ぎを行うこと。また、業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めること。

### (守秘義務)

第16条 里親支援センターは児童福祉施設と位置づけられることから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の2において児童福祉施設の職員としての秘密保持義務の規定が適用される。

2 法第11条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の41の規定により委託を受けた者について、児童福祉法第11条第5項の守秘義務の規定が適用される。

**（第三者評価）**

第17条 業務の質を評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。

**（経費）**

第18条 兵庫県は、法第50条第1項第7号に基づき、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を支弁する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。